

第40回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日 時：平成23年11月12日（土）

13：30～15：30

場 所：アスパム5階 あすなる

- 司会： 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
それでは、ただ今から「第40回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。
まず、本日の資料のご確認をお願いいたします。
本日の資料は、事前に送付させていただいたものが、次第、資料1から資料3、資料5及び資料7。また、本日お配りした資料として、出席者名簿、席図、資料4及び資料6となっております。
不足など、ございませんでしょうか。
ここで、新たに協議会委員に加わりました委員をご紹介します。
二戸市推薦委員の戸舘一宏委員です。自己紹介を兼ねましてご挨拶をお願いいたします。
- 戸舘委員： 二戸から参りました、「金田一川流域の自然を守る会」副会長の戸舘一宏とい
います。
前回の9月の会合には、災害復旧対策ということで欠席ということになりました。今回、初めての出席ということで、恐れ多い方が多くて謙遜している所存
でございます。
皆様のご意見を十分に聞いて帰りたいと思いますので、今日はよろしくお願
いします。
- 司会： ありがとうございます。
なお、本日は田子町長の松橋委員の代理として、産廃不法投棄対策室長の中
澤様に出席していただいております。
それでは、開会にあたりまして名古屋環境生活部長よりご挨拶申し上げます。
- 名古屋部長： 本日は、委員の皆様方にはご多忙の中、貴重な時間を割いて本協議会にご
出席いただきまして誠にありがとうございます。
今年度の撤去実績は、様々な悪条件が重なりまして、現在、約66,000tに留

まっております。当面の課題となっております浸出水貯留量は、先月7日時点で現場のかま場の貯留量と合わせまして、約19,200 m³まで増加したところでございます。

このため、その対策として、前回協議会でご承認いただきました砂ろ過設備を浸出水処理施設内に設置し、処理量を1日当たり250 m³に増やしました結果、これは10日現在でございますが、15,100 m³まで減少したところでございます。

引き続きまして、浸出水貯留量の状況に留意しながら、掘削面積を確保し、安全かつ着実に撤去に取り組んで参りたいと考えております。

本日の協議会では、砂ろ過設備の設置状況についてご説明させていただくほか、先ごろ、岩手県と共同で行いました県境部の地下水等の調査結果や、試験植樹モニタリングの調査結果などにつきまして、ご報告させていただきたいと考えております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

司会 : それでは、議事に移らせていただきますが、以後の議事進行につきましては、協議会設置要領の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、古市会長におかれましては、議長席へお移りいただき、挨拶をお願いいたします。

古市会長 : 皆様、こんにちは。

今日は本当に爽やかなお天気で、今までこういう雲1つないお天気の時に来たことはあまりない、記憶がございません。のんびりしちゃって、もう何も問題がないような感じで、こんな大きな問題を抱えているような感じがいたしません。

しかし、今、名古屋部長からご報告がありましたように、一時期、想定外で19,200 m³という大変な水量が、浸出水ですね、表流水も含めまして、その処理に追われておりました。今日は、そういうことを議論していただいて、それをフォローアップできるような状況にもなっておりますし、それから、特措法の延長についても、この中で後ほどご報告いただきますが、これについても、期限等々はまだ分かりませんが、ある程度の見通しは立てられたとお聞きしております。

これで順調にいくだろうとは思いますが、先ほど、部長からも少しお話がありました。岩手県と共同で水質調査を行っている。その結果についてもご報告いただきますが、この現場が非常に全量撤去してクリーンになる、そのためには量と質と両方からきっちり管理していかなければいけないということ

でございますが、そういう方向にしていくためには、本当に県境の所の水質管理、これが非常に重要でございます。ここの部分が未だにまだはっきりしていないという現状でありますので、この辺のところを少し頭においていただきまして、今日のご審議を賜りましたらありがたいと思います。

今日は3時半までということになっておりますが、皆様のご協力を得まして効率よく進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

では、座って進めさせていただきます。

それでは、いつものように報告事項、今日は審議事項等がございますので、報告事項、この順番に従いまして事務局からご報告いただきたいと思います。

では、1番最初に廃棄物の撤去実績ですね。これについてご報告をよろしくお願いいたします。

事務局：資料1、廃棄物の撤去実績をご覧ください。

前回の協議会では、9月途中までの報告でございましたので、9月分からご報告いたします。

9月は秋雨前線の停滞に伴う降雨への対応のため、掘削エリア周辺等を緊急キャッピングしたことによりまして、9月1日から9月6日まで減車となったこと。及び、台風15号の接近に伴いまして、水処理施設の貯留量増加への対応のため、現場にかま場を設置したことによりまして、9月20日から9月26日まで搬出を休止したこと。さらには、奥羽クリーンと八戸セメントがそれぞれ9月19日、9月20日まで定期修理のため受け入れを休止したことが搬出量に影響しております。

この結果、9月分は作業可能日が20日であったにも係らず、作業日数は15日に留まりまして、台数では802台、撤去量は9,534.09tとなっております。

次、10月分でございますが、10月分につきましては、掘削エリアを制限している関係から、埋立系の廃棄物量が確保できなかったため、10月7日から10月14日までの1週間につきましては、1日当たり台数で30数台、量では350t前後でしたが、このほかにつきましては、埋立・焼却を合わせて一定の廃棄物量を確保できたため、1日当たりの搬出は台数で70数台、量では800から900tとなっております。

この結果、作業日数は作業可能日フルで20日間、台数では1,254台です。量としては、14,889.73tとなっております。今年度では、最も多く搬出することができました。

11月分につきましては、4日までの状況でございますが、作業日数は3日、台数は202台、量としては2,409.70tとなっております。

この結果、23年度の撤去量は66,018.49tと23年度の目標量223,000tに對しまして約30%の進捗率に留まっており、また、これまでの累計につきましても、23年度分も含めて805,461.17tとなっております。依然として厳しい進捗状況でございます。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

徐々に復活してきているといえども、今年度の目標に対して、まだ30%弱であるというところでございます。

今のご報告に對しまして、何か質問はございますでしょうか。いかがでしょう。十分、何故遅れているかということはご理解いただけていると思いますが。

今日はコンデンサーの話はないのですか。

事務局： コンデンサーにつきましては、最近また発見されておりますが、今現在、専門家の先生方にご確認をいただいている途中でございます。確認され次第、委員の方々にはご報告する予定になっておりますが、とりあえず、最近、新たに6個ほど見付かっておりますことを口頭で申し訳ありませんが、ご報告とさせていただきます。

古市会長： 順調にいったのですが、今年度になっていろいろ思わぬトラブルということで、大きくはコンデンサーのお話とそれから異常降雨です。この影響というものがあってなかなか進捗していないという状況です。ですから、今回も降雨、水量の問題は今日、ご審議いただいて解決しておりますということをお話していただければと思います。

コンデンサーの方は、いつ出てくるか分からない面もありまして、非常に大変な面がありますが、でも一応、その撤去の仕方なり、手順なり、ルールなりというのは取り決めておりますので、それについては、専門家の人達でチェックした上で作業を進めるということになっております。

そういう面では、遅れることは遅れているのですが、安全面ではしっかり管理しながらやっていくという手順にはなっています。

溝江さん、どうぞ。

溝江委員： いろんなことが重なって、撤去量が目標の30%というのは非常に残念な結果なのですが、期待値と言った方がいいのかも知れませんが、現時点で本年度の今の時点での目標見込みがもし分かれば教えていただきたいと思います。

古市会長： いかがでしょうか。

室長： 撤去量の関係については、もう少し補足した上で、ただいまの問いにもお答えしたいと思います。

まず、水処理の関係につきましては、ご承知のような対策を講じまして、現在、将来の降雨量というものを念頭に入れて推計した結果、開口部を1万広げて搬出し始めましたので、今後、大体フル操業に近い状況が今後続けられるような基礎が現在できております。

もう1つ、コンデンサーにつきましても、古市先生も今、触れていただきましたが、皆様のご協力で作ったマニュアルに沿って保管、中止する所はブロックごとに管理するという手法をとっておりますので、完全にストップしてしまうということはありませんので、これも大きな支障にならずに何とかやっつけていけるという基礎ができております。

そういったもの諸々勘案いたしまして、このまま順調にいけば160,000tを目標にして撤去を進めているという状況でございます。

古市会長： よろしいですか。

溝江委員： ありがとうございます。

古市会長： ですから、前回も同じような趣旨のご質問がございましたが、そうであったとしても、1年延びて25年度までに完全に撤去できるという見通しはあるということでございます。それは、まだ分かりませんが、いろんなトラブル、想定外のことが最近一杯ありますので、今のところは160,000ということですから、7割ぐらいいけるかということでございます。

それでは次、先ほどの降雨による異常水量の水処理の施設のための砂ろ過設備を設置したという、この辺のところを事務局よりご説明いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

事務局： では、資料2、砂ろ過設備の設置についてご説明いたします。

東日本大震災や台風15号などの影響によりまして、浸出水の貯留量が増加しました。水処理施設内に新たに砂ろ過設備を設置しまして、10月11日からそれまで日200m³だった処理量を日250m³に増やしまして運転を行っております。

下の図1、貯流量と雨量のグラフをご覧ください。

赤い線で示したものが水処理施設の貯留量の推移。また、グラフの右下の緑の線で示したものが、現場内に設置しましたかま場などの一時貯留量の推移を

示したものです。

8月の後半から10月頭にかけて、台風などの影響で赤線の水処理の貯留量が急激に増加しました。10月7日には、水処理の貯留量が約17,000 m³、かま場等の一時貯留量が約2,200 m³、合計で約19,200 m³となりました。

グラフ右に点線で示した砂ろ過開始、10月11日になりますが、砂ろ過開始以降、貯留量は徐々に減少しており、11月4日現在で水処理の貯留量が14,400 m³、かま場などの一時貯留量が1,700 m³、合計しまして16,100 m³となっております。

なお、11月10日現在の量でいきますと、水処理の貯留量が13,400、かま場などの一時貯留量が1,700、合計しまして15,100 m³となっております。

次に水処理施設内に設置した砂ろ過の設備の概要についてご説明します。

まず、下の2枚の写真がありますが、こちらの写真中央部分にあります黄色、金色の色をした設備が今回設置した砂ろ過の設備です。全長が2.7m、全幅が1.5m、高さが2.2mの箱型で、この内部に砂ろ過のタンクなどが設置されております。ろ材はアンスラサイトという、粒状に破碎した無煙炭とろ過砂を使用しております。処理能力については、日276 m³ありますが、既存の水処理施設の処理量が限られていることから、現在は日50 m³の処理を行っております。

処理工程については、資料を1枚めくっていただきまして、3、処理フローの図2に示しております。砂ろ過の設備は、水処理施設内の既存の設備であります凝集膜ろ過処理設備に並列する形で設置しております。生物処理工程を終えた水についてポンプで汲み上げまして、それを砂ろ過の設備で処理を行い、その処理水については、膜ろ過処理後の既存の処理工程へ戻す流れとなっております。

今回の砂ろ過の設備の設置に伴いまして、放流水質の監視も行っておりますが、現在のところ、放流水質については計画処理水質を下回っております。

水質モニタリングにつきましては、計器測定による常時監視、また週1回の現場簡易分析を行っております。今回は砂ろ過設備の稼働後、10月13日に公定法による分析も追加で行っております。

砂ろ過開始前後の水質の状況をグラフにまとめたものがございます。資料2の3枚目、別紙2になります。

グラフは、上からSS、COD、pH、EC、窒素の項目について、今年9月から11月4日までの分析、測定結果をグラフにしております。

1番上のSSのグラフは、濃い青い線が原水の水質を示しております。また、水色で示した線が放流水の水質でございます。SSの計画処理水質は、水色の点線で示した10 mg / Lですが、水色の線が示しますように砂ろ過開始以降も放流水のSSについては十分に低い値で推移しております。濃い青い線について

は、原水のSSになりますが、10月13日から10月16日に急に高くなっております。これについては、現場に設置したかま場の貯留水、浸出水の貯留池から水処理施設の方へ送水を行いました。その影響によるものと考えられます。ただ、この場合でも処理水におけるSSについては、0.5から0.6と十分に低い値となっております。

次に下のグラフ、CODについて、CODの計画処理水質は、紫色の点線で示しました90mg/Lですが、紫色の実線で示した放流水のCODにつきましては、砂ろ過の開始以降も計画処理水質を上回ることなく推移しております。

同じく下のグラフになりますが、pH、ECにつきましても、砂ろ過開始以降、放流水の水質の変化は確認されておられません。

1番下のグラフが窒素のグラフになります。窒素については、砂ろ過の設備で処理できる物質ではありませんが、砂ろ過処理の実施に伴いまして処理量が増加し、生物処理に必要な滞留時間の確保が十分に取れないことも考えられましたので、水質の監視を行っております。

窒素につきましては、月1回、公定法により全窒素の分析をしておりますが、砂ろ過を開始した後の10月13日に採水した放流水の分析結果が15mg/Lと概ね砂ろ過開始前の放流水質と同等の値であることを確認しております。

また、オレンジ色と黄色の線で示したものが、それぞれ硝酸性窒素、アンモニア性窒素の現場での簡易分析の結果です。これについては、週1回、放流水を分析しておりますが、こちらについても砂ろ過開始による放流水質の変化は確認されておられません。

今後も同様のモニタリングを継続しまして、水質の監視を行いながら、砂ろ過設備の稼働を継続しまして、速やかに貯留量の低減を図ることとしております。

以上で説明を終わります。

古市会長： ありがとうございます。

砂ろ過設備を設置することによって、一時期、かま場からの送水によって計画処理水質SSのみですが、それを超えていたけども、数日ですかね、1週間、19日にはもう下がっていますね。

SSだけの問題ですので、それについては十分であるというようなご説明でございました。

これにつきまして、何かご質問、コメント等はございますか。

福士委員は、何かコメントございますか。

福士委員： 念のためお聞きしますが、砂ろ過に凝集剤を入れていないのですよね。それ

から、前の生物処理なので、詰まり具合が心配ですが、逆流洗浄って、下から洗うのがありますが、それは1日1回ぐらいで済んでいるのですか。

事務局 : まず、薬品につきましては、資料の2枚目の図2の方に設備の概要図があるんですが、太い黒線の枠で囲っているものが設備で、その内部に砂ろ過タンクが中央にございまして、その左側に凝集剤注入装置と次亜塩素酸注入装置の設備自体は付いておりますが、現在、薬品については次亜塩素酸のみをしております、凝集剤については使っておりません。

次亜塩素酸については、設備の維持管理上、使った方が良いのではないかとという意味合いで使っております、凝集剤については、凝集剤を入れなくても適切に処理できるということで、現在は使っておりません。

あと、詰まりにつきましては、現在、1日に1回、10分程度の逆洗を継続して行っております、特に現在のところ、詰まり等の異常は見られておりません。

古市会長 : この辺、福士先生、1日1回10分程度逆洗すればこれで良いということなんですが、長期的に見たらどうなのですか。

福士委員 : さっき言いましたように、前の生物処理水なので、べたべたしているのですよね。今のところ、多分、スピードもゆっくりやっていますので、能力の5分の1ぐらいでゆっくりやっていますので大丈夫だとは思いますが。次亜も入っているということで、消毒剤ですから、ということで大丈夫だと思います。

古市会長 : そうですか。これを使うのは、水量が多い時のみですよ。

ですから、その限られた期間内で目詰まりが起こさないようにすればいいわけですね。

ほかに何かご質問等、ございますか。上手い具合にこういうのがあって良かったです。はい、どうぞ。

室長 : この場をお借りいたしまして、この装置導入に当たりまして、八戸の水道企業団の榎本委員の方から、我々も機種選定に非常に、いろんな所をあたっていたんですが、価格が高過ぎるとか、納期が非常に遅いとか、いろいろ、なかなか上手い具合に探せない中、榎本委員の方にご紹介いただいて、非常に適切な機械が選定できたと、また、上手く稼動しているということで、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

古市会長： 榎本委員、どうもありがとうございました。

では、ほかに何かご質問がなければ次に参りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、3番目の報告事項としまして、国における1,4-ジオキサンの排水基準の設定の動向ということで、資料3に基づきまして説明をよろしく願います。

事務局： 前回の協議会で1,4-ジオキサンの排水基準につきましてご発言がございましたのでご報告いたします。

国における1,4-ジオキサンの排水基準設定の動向ということで、1番、国における検討状況です。

平成21年11月30日に環境基本法に基づいて設定されている人の健康の保護の上で維持されることが望ましい水質環境基準と地下水環境基準に1,4-ジオキサン等の項目が追加されました。

その後、国においては、環境基準を維持するために工場・事業所が順守すべき基準の検討に着手しまして、中央環境審議会水環境部会の中の排水基準等専門委員会におきましては、水質汚濁防止法に基づく工場・事業所の排水基準を環境基準の10倍値である0.5 mg/Lと設定することを示され、平成23年9月20日に第二次報告案が審議されております。

同様に、廃棄物の方になりますが、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の中の廃棄物処理基準等専門委員会におきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場、産業廃棄物最終処分、一般廃棄物最終処分場、両方ございますが、最終処分場の排水基準を環境基準値の10倍値であると、0.5 mg/Lということで、先ほどと同様、0.5 mg/Lとして設定することが示され、現在、報告書案の検討が行われる予定とのことでした。

現時点では、いずれの排水基準についても、基準の設定時期は明らかにされていない状況でございます。

これを受けまして、県の対応方針でございます。浸出水処理施設の計画処理水質につきましては、水質汚濁防止法または廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき定められた排水基準等を準用して定めておりますが、これまで放流水の水質につきましては、平成22年の測定開始以降、1,4-ジオキサンですけども、1,4-ジオキサンの濃度につきましては、0.092~0.42ということで、先ほど申し上げました国で検討中の排水基準値である0.5 mg/Lを下回っております。

また、周辺環境ではいずれの地点でも環境基準値であります0.05 mg/L以下となっていることから、現時点では、国の排水基準の選定に先行して計画処理

水質を定める緊急性はないものと考えております。

今後、国の基準設定時期に合わせまして、浸出水処理施設の計画処理水質を設定することとしております。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか。これは中澤さんから前回ご質問がございましたよね。

中澤委員： 今、説明をいただきまして、現時点でのという考えで問題はないのかなと思っていますが、いずれこの先、前回の協議会でもお願い申し上げましたが、撤去、搬出終了後に水処理施設をどの程度稼働して、どういうレベルになったら終了といいますか、その辺の検討をされているかと思いますが、その時にどういう基準でされるかということを地元とすれば、やっぱり環境基準をベースにさせていただきたいというのがありますので、現時点から、その辺につきましてはお願いを申し上げたいと思います。

古市会長： その辺は、今のお願いに対してどうですか。県の方針として。

室長： おっしゃるとおり、最終的にどういう形で収束させるかということは、もう議論を始めなきゃいけない時期にきております。今、特措法の改正が順調にいけば、法改正が来年度の国会で通るとということが想定されますので、それができれば、それに沿った形で計画、新たな実施計画を策定することになります。その策定に当たりましては、今、おっしゃったようなことを踏まえて、最終的にどういう基準で収束させるのかということ踏まえた上で、どのくらい掛かるかということ改めて委員の皆さんも含めてご検討いただくこととなりますので、その中で対処して参りたいと考えております。

古市会長： ありがとうございます。

この辺の浸出水処理施設の計画処理水質の設定の仕方です。これは、次の資料4にも関係してきますが、また、こちらの方で議論した方がよろしいですかね。今、現場が、ジオキサンについてはどういうふうになっているかということをお聞きした上で、その辺の基準値との考え方、併せてご議論いただいた方がいいかも分かりませんね。はい、どうぞ。

中澤委員： 質問させていただこうと思っていたのですが、ついぞと言ったら申し訳ないのですが、特措法の延長に関しまして、仮に延長される、財政的支援が受けら

れるといった場合に、この水処理施設の稼動に係る費用というのは、撤去終了後でも、今、室長さんが実施計画という話をされましたが、それに盛り込むと財政支援も受けられるというような、そういう想定というのはまだ決まったわけじゃないんですが、そういうことと理解してよろしいのでしょうか。

事務局： これは、どういう形で法律が通って支援措置がなされるか、継続されるか、あるいは、また違う形で支援するのかということも含めて、まだ中身が出ておりませんので、それは現時点では分かりませんが、我々としては、そのことも含めて対象にさせていただきたいということで国とはやり取りしております。

古市会長： 当初、特措法でやる時には、ジオキサンが対象になっていなかったでしょう。ですから、ジオキサンというものに対しての基準が決まった以上、環境基準と水質環境基準ですけど、地下水の、ですから、それに対して対処する、対策を講じるということは当然ですよね。だから、それは当然ながら国の方に要求されて、それに対しての対策費みたいなものを認めていただく方向ですよね。

事務局： そういうことでお願いしております。

古市会長： ということですね。

ですから中澤さん、そういう方向ですので、ジオキサンに関しては、よろしいですか。

では、資料3につきましては、これで特段なければ次に参りたいと思います。

それでは4番目、県境部地下水等調査結果につきまして、資料4でございます。ご説明、よろしく願いいたします。

事務局： それでは、引き続き従前から課題になっております、県境部北部の地下水の水質の調査結果につきましてご報告いたします。

県境部北部の鋼矢板の無い領域につきまして、下流側の青森県の井戸で1,4 - ジオキサンが地下水環境基準を超えて検出されていること。上流側、岩手県のA地区に該当しますが、こちらの方で1,4 - ジオキサンのモニタリングデータがないことから、岩手県にA地区のモニタリング実施の検討を依頼していたところ、A地区に残存している井戸から採水が可能であったことから、青森県側に設置している井戸等と共に10月に水質検査を実施いたしました。

中央の一覧表に測定結果を、下の方にモニタリングの位置図を載せております。位置図では、通常のモニタリング位置を灰色で、それから追加ポイントを赤丸で示しております。青森県側の方の井戸から順番に申し上げます。

ア - 25 - 2、1番北側の方ですが、灰色の部分。こちらの方では、これまでと同様 0.32 mg / L のジオキサンが検出されております。

それから、ア - 25 - 2 のすぐ脇にあります湧水、湧き水ですが、こちらの方からも今回採水いたしまして、この測定結果は 1,4 - ジオキサンが 0.077 ということで、環境基準を若干上回っている状態でした。

それから、ア - 25 - 2 とア - 25 の中間付近にございます H15 - 1 という井戸水、こちらの方からも採水いたしまして、これにつきましては 0.24 mg / L ということで、環境基準の 5 倍程度の値が出ております。

それから、ア - 25、これは通常モニタリングポイントでございますが、これは 0.035 ということで、いつもと同様の値になっております。

それから、岩手県側の井戸になりますが、H15 - 1 の北東部、ア - 25 - 2 から見ると東側になるんですが、こちらの方に残存しているイ - 13A という井戸につきましては、基準値内ではございますが、0.005 という値が出ております。

次のページをご覧ください。

採水時の状況を載せております。右の上の方の写真に載っております、人の脇に塩ビ管が立ち上がっているのが見えますが、これがア - 25 - 2 の井戸の部分です。このア - 25 - 2 の井戸のすぐ脇、作業員の靴の所に鉄のパイプを挿し込みまして、こちらの方で採水しているということでございまして、これがア - 25 - 2 の脇の湧水ということで、採水時は無色透明な状態であまり泥等も混じらない状態で採水ができました。

それから、H15 - 1 の地下水ということでございますが、これが下の図の方に載っております、選別ヤードの方から写した図面でございます、選別ヤードより 8 m ほど高い位置にございます。こちらの方で採水した形になります。

それから、申し忘れましたが、ア - 25 - 2 の脇の湧水につきましては、選別ヤードから 2 m ちょっと高いような位置になります。

本文の方に戻ります。

今回、新たな地点で実施した県境地下水の 1,4 - ジオキサンの調査の結果、岩手県側 A 地区の地下水、イ - 13A では 0.005 mg / L と環境基準値以下であったものの青森県側の選別ヤード地表面、標高 447m、これよりも水位が高い県境部ア - 25 - 2 わき湧水では 0.077 mg / L、H15 - 1 の地下水では 0.24 mg / L と環境基準を超える値が検出されました。

また、従前からモニタリングを実施している県境部ア - 25 - 2 地下水においても 0.32 mg / L と引き続き環境基準を超える値が検出されています。

今回の調査結果では、岩手県側のイ - 13A 地点では、1,4 - ジオキサンが環境基準値以下であったものの本県側の県境部各地点では環境基準値を超過していることから、汚染がどの範囲で分布しているのか、今後、明確にしていく必

要がございます。

このため岩手県側の県境部に新たにモニタリング井戸を掘削し、地下水調査を実施するとともに、鋼矢板が設置されていないA地区西側、北側、B地区北側の県境部について汚染した地下水の県境を越えた流出がないか、あるかを明らかにするよう調査を共同で実施するよう、11月4日の打ち合わせの場におきまして、岩手県に要請いたしました。

なお、岩手県では、今後、何らかの調査をしなければ駄目でしょうと、検討するという回答をいただいております。調査内容につきましては、専門家のご意見を伺いながら、両県で協議・検討したいと考えております。

青森県としては、今後も岩手県との協議を継続し、かつ専門家の助言を得ながら県境部地下水の状況を把握していきたいと考えております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

ちょっと確認ですが、選別ヤードからの高さでア - 25 - 2は何mとおっしゃったのですか。

事務局： ア - 25 - 2が2mちょっと高い、2mプラスアルファぐらい高い状態です。

古市会長： 2mプラスアルファ。

事務局： 丁度、ア - 25 - 2の脇の湧水が451になっていますので3mほどです。

古市会長： 3mですね。

それで、H15 - 1の方が2mとおっしゃった？

事務局： H15 - 1は、井戸の位置が選別ヤードよりも8mほど高い状態です。

古市会長： これは8mですね。

事務局： 高い状態で、地下水位でいうと、選別ヤードに若干プラスアルファする程度ですね。それほど高くない、ほぼ一律に近い状態ですけど、選別ヤードの側溝よりも高い位置にあるということになります。

古市会長： 地下水位については書いていますよね。ですから、ア - 25 - 2湧き水の所の括弧でやった地下水位って何ですか。

事務局 : こちらの方が丁度、ア - 25 - 2 の井戸の標高と同じ高さになります。

古市会長 : 標高

事務局 : はい。

古市会長 : それで 8 m ということですね。

事務局 : はい。

古市会長 : ちょっとよく分からないのは、地下水位と土地の高さというものの違いはどうなっていますか。

事務局 : ア - 25 - 2 は、地下水位そのものが選別ヤードよりも低いと。443.5 なので。

古市会長 : これは地下水位ですね。

事務局 : はい。

古市会長 : その地べたの標高は何mですか。

事務局 : 隣のア - 25 - 2 のわきの湧水と同じ、451mになります。

古市会長 : 地面から 8 m ぐらい下に地下水があるんですね。

事務局 : そうですね。

古市会長 : H15 - 1 の、これは地下水位ですね。

事務局 : そうですね。

古市会長 : H15 - 1 がね。それで、ここの標高は？

事務局 : こちらの方、手元にはございませんが、大体これから 8 m から 9 m 高い状態、448m ぐらいの井戸の標高で地下水位が 447.09。

古市会長： いえいえ、地下水位は 447 と書いてありますよね。この井戸の地面の標高は？

事務局： 標高が、すみません、少々お待ちください。

古市会長： その辺の所の関係がクリアにならないと、地下水の流れとかいろいろなものが関係してきますので。そういうものを確認した上で皆さんにご議論いただきたいと思います。

ア - 25 - 2 と H15 - 1 だったら、どちらが地面は高いのですか。

事務局： ア - 25 - 2 と H15 - 1 では、H15 - 1 の方が高い位置にあります。丁度、一段ほど高いといいますが、段々にしてやっていますので、H15 - 1 が一段、5 m ぐらい高い状態になっています。

古市会長： どこよりも？

事務局： H15 - 1 がア - 25 - 2 よりも一段ほど、5 m ほど高いと。

古市会長： ということは 456m ぐらいあるということですか。

室長： H15 - 1 の標高が 455.1m。

古市会長： 455.1m ですか。そうですか。ということで 5 m ほど高いね。それでいいですね。

もう一つ教えてください。ア - 25 と イ - 13A も教えていただけますか。標高、土地の標高で結構です。

室長： ア - 25 - 2 の標高が 451.48m、イ - 13A が 466.34m です。

古市会長： ということは、イ - 13A が 1 番高い所にあるんですね。

じゃ、そういうことだそうですね。イ - 13A が高くて、次が H15 - 1 になって、ア - 25 - 2 と ア - 25 というのが少し下がっているということですね。

そういう位置関係であります。

： あと、井戸の深さ、ア - 25 - 2 の深さと

古市会長： これ、井戸の深さ、水位は 445 だから地上から 6 m ぐらい下なんでしょう。

： それがどこまで、下の方まで入っているかということ。

古市会長： 要するにこの井戸の深さは？

事務局： ア - 25 - 2 の深さは 12m です。

古市会長： 12m。

要するに第 2 滞水層の被圧、第 2 滞水層でしょう。その水と考えていいと思います。だから、地表にある地下水の、地下水位というのは、その標高と見ていただいていいんじゃないでしょうかね。

そのような情報のもとで、ここは少し今後のことにも影響しますので、今日は時間がございますので、しっかり議論したいと思います。どこからでも結構です、ご意見。西垣先生、どうぞ。

西垣委員： 県境の所で矢板を打っているのは、ここの今の見せていただいているこの図よりももっと下の所だけで、ここまでは矢板は全部入れてはいないんですかね。県境に依然、向こうから地下水が流れてきますので。

事務局： 矢板につきましては、ここの資料 4 の下の図面の県境沿いに赤い、県境がオレンジ色の点線で、その途中から赤い色になっていますが、この赤い部分に矢板が入っている部分でございます。オレンジ色の部分は入っていない部分ということになります。

西垣委員： この間、入ったやつじゃない

事務局： そうですね。ア - 25 - 2 のちょっと下のあたりから入っていると。下というか、南側といいますか。

古市会長： 西垣委員、よろしいですか。

西垣委員： はい。

古市会長： また後ほどお聞きしますので。石井委員、お願いします。

石井委員： 1つ、今のお話と関係するんですが、むしろイ - 13Aがどの地下水なのかという、同じ地下水を見ているのかということが気になるので、要するに昔の井戸で残存した水を採ったということで、必ずしも正確な、いわゆるア - 25 - 2だとか、H15 - 1と関係づけられるような地下水なのかどうかという所をもう一度チェックする必要があるということ。

それから、おそらく今のこれを見てみると、イ - 13Aよりも左の上といいですか、北西側といいですか、空白の部分がまだ沢山ありますので、むしろそのイ - 13AがもしH15 - 1だとかア - 25 - 2の汚染源ではないとするならば、もうちょっと左上の方のあたりだとか、もうちょっと上流側の間も考えられるんですが、もうちょっと違う所からの地下水の流れも生きているのかなという気もしますので、11月4日に打ち合わせされたということですが、具体的にどのあたりを何点ぐらい調査しなければいけないのかとか、そのような具体的な話はされたのかという2点を教えてください。

事務局： イ - 13Aの井戸につきましては、採水した当日の水温が比較的高いという状態もございまして、井戸的にはあまり良い井戸ではないのかなというので、要は、今後ちょっと、もう少し汲み上げてみて、井戸が要は上の方の宙水みたいな形をとっているか、もしくは溜まり水のような形で測られている可能性もありますので。

古市会長： このイ - 13Aというのは、パイプの長さはどのくらいあるのですか。パイプというか井戸の深さ、要するにパイプですよね。

事務局： 13mですね。

古市会長： 13mあるんでしょう。だから、ア - 25 とかと同じくらいあるんですよね。でもこれ、地下水位と標高と考えると大体合っていますよ。

事務局： ただ水温が比較的高いというのが気になりまして、ほかの所に比べてかなり水温が高い状態になっていますので、その辺を踏まえて、もう1回採水してみる方向で検討していました。

古市会長： 石井委員、質問は、もう1回言って。

事務局： もう1つですね。井戸のポイントにつきましては、今後、検討するような形になるかと思えます。まだ、詳細については詰めていない状態でございますの

で、先生方のご意見を伺いながら調整していきたいと思います。

石井委員： 今のイ - 13A に関しては、例えば、井戸の深さが同じでも標高がア - 25 - 2 だと 450 ぐらいですか。イ - 13 が 466 ですから、16m ぐらい差があるんですよ。あと、下の基盤がどれぐらい傾いているかというのが分からないと、クロスセクションの断面図を書いてみないと分かりません。必ずしも同じような地下水を採っていないような、イ - 13A の上の土の所の溜まり水だけ採っているような可能性があるのかなと思って質問させていただきました。

2 番目の方は、確かに岩手県はそういった調査をやるというふうに断言されているんですか。

要請をしたということですね。

事務局： 要請、そうです。

古市会長： さっきの、それはもう要請したということで、どうだったかというのはなかなか難しいので、また別の議論でしたいと思います。

イ - 13A とか、ア - 25 というのは、標高、地面から地下水までが大体 6 m ぐらいでしょう。それに対して、ア - 25 - 2 と H15 - 1、これは大体 8 m、9 m なんですよ。だから、下の方が地下水位が非常に低いわけね。普通は、上の方が空いてなかったはずですよ。ということは、同じ地下水でない可能性が高い。だから、ア - 25 と、ア - 25 もそういう傾向が必要なんだけども。

いずれにしても、イ - 13A は少し地下水位が高い所にあるような気がしますね。西垣先生、そうですよね。ですから、同じ地下水かどうかというのは怪しい面があるかも分からない。

それとどうでしょうか。湧き水のお話なんですけど、これは、本来は観測井じゃないんですが、担当者の方が気を利かせてパイプを挿してみたら水が出てきたと。測ってみたらこうであったということなんですけど、この辺は、西垣先生はどう考えますか。

西垣委員： 今、石井先生がおっしゃったのと同じなんですけど、どこかに下の層と上の層の分離、水が流れにくい層があって、そこで湧き水が出てきているものですから、何かそこに不均質なものが 1 つ入っているのかなという。

電気伝導度が 1,100 もあるんですよ。ですから、雨の水じゃないので、地下水に間違いはないと思います。この辺、石井先生どうです。

石井委員： そうだと思います。

西垣委員： 塩化イオンも多いし、汚染している水かなという。水位は、おそらく、今、地上から片一方は6 m下にあって、同じような井戸で図っている所の水位は、もう1つ浅い所に地表からもすぐの所にもう1個水位があって、水位が2枚になっている、こういう勾配で流れている所は、雨が降りましたら流れにくい所に1個水位ができて、これから、下からぼたぼたこぼれてきたやつが、またもう1個下にもう1個水位ができていうふうな、井戸で測ったのとわき湧き水と書いてある所が二重になっている。ところが、二重の上の方も結構電気伝導度が高いですから、汚染しているのかなという。

古市会長： 特にイ - 13Aの地区、この辺の地層部分というのは、あまりはっきりしたものがまだないんですね。データは採られていないんですね。

事務局： その表、ちょっと試しに作ってみたいものがございしますが、非常に大雑把な推測になってしまう。これをもって判断するのは厳しいのかなと思っている。

古市会長： 例えば、ア - 25 - 2のわき水あるでしょう。これは多分、高い所から流れてきているわけですよ。だから、高い所というのは、要するに宙水になってきている所ではないと考えられるわけですね。その辺は、電気伝導度が違いますから、ここは電気伝導度が低いのも不思議な感じもするんですけど。ジオキサンは高いんだけども。

だから、多分、A地区の所は小高い丘というか山になっているので、宙水的な所もあるけども、その下には不透水層があって、もう1つこの下に地下水層がありそうな感じですよ。そっちの方から水が湧き水として出てきている可能性はあると。いろいろ想像できるんですけど。

はい、どうぞ。榎本さん、どうぞ。

榎本委員： 岩手県のジオキサンに対する評価をどう見ているかと思うんです。私の方で、この前も言いましたが、この1,4 - ジオキサンが汚染地域の象徴的な指標になるだろうと水道は見ています。ですから、これについての追跡調査は、やっぱりいろんな水域はやっていますが、これから将来にわたって何かでこの汚染地域が良くなっているかというのを評価する上では、この項目は非常に注目していいと思っています。

ですから、そういう意識で調査をきちんとして、現在からどう変わっていくかというデータを採る意識で測定をして続けて欲しいというのが想いです。

それから、今、いろんな委員の方からお話がありましたが、私も水位の縦の

方向の調査をどこかきちんと採って、地層もあるでしょうけども、ある深さの所の変化を見ておいた方がいいのではないかと考えています。深さ方向ですね。ですから、井戸の深さもあるし、水を採っていますと、自噴してある程度深さまで水が溜まって、また採ると減るという動き方をしていると思いますが、サンプルする時も、例えば、水温が一定になるまで、まず捨ててから採るとか、そういうテクニックをして、地下の安定した水になった所を測定するとか、そういうようなことを考えていくと、ある程度、いろんな考え方から因子は採れると思います。

いずれにしても、この1,4 - ジオキサンについては、やはりかなり大事な項目として取り扱って、環境基準以内とか以下ということではなくて、指標としての取扱いをしていただければ大変あり難いと思っておりました。

以上です。

古市会長： この水は、前からも議論しているんですが、西の方へ流れていくものと分水嶺がありますので東の方に流れていくものがあるんですね。そうなってくると、榎本さんが管理されている馬淵川の方に来るわけですね。両方から来るわけですね。そうすると、やっぱりその指標とするならば、もう少し観測地点がないと駄目ですね。そのような気がするんですけど。その辺に關しましてどうですかね。榎本さんは、例えば、モニタリングをもっとこの辺をやってくれないかなというのがありますか。

榎本委員： はっきり分からないので、やっぱりやってみるしかないと思います。でも、西垣先生がおっしゃるとおり、縦方向とか、流れがどうなっているかというのを本当は見れると一番いいんでしょうけど。

古市会長： ジオキサンというのは、一応基準になっているので、これで見えていかないといけないので、今までの議論だとVOCだけですよね。VOC、岩手県側の新聞を見ますと、VOCの方は浄化して基準以下になりましたよということで、A地区の辺は安全地帯になっていましたよね。終わったということになっていますよね。ですから、ジオキサンについては、何ら情報が流れてこないんですけど、その辺はいかがですか。

室長： 岩手県が安全だということで、ここを終了したとおっしゃっているのは、まだジオキサンが基準になっていない時点のことでございますので、ジオキサンについては、まだ、調査についてはしっかりした調査をしたということでは伺っておりません。

古市会長：　ということは、ジオキサンについてはただ今検討していると解釈していいんですか。

室長　　：　私共の方で、ジオキサンが青森県、岩手県に跨って分布している可能性があるということで、特に県境部を中心に調査していただきたいということで申し入れておりますので、そういった過程の中でジオキサンの分布についても調査していただけるものと考えております。

古市会長：　それは考えていただいていいんですけど、やはり、現状認識というものが大事で、それに対してアクションをするわけです。ですから、岩手県の方でVOC、今まではVOCしか基準がなかったので、それをクリアしたからここは安全だという話になってきて、ジオキサンに関しては、一切情報が流れてきていない。どこかで公表されているのかも分かりませんが、それに対する現状認識がどうなっているかということを知りたいというのが今の質問です。別に青森県としてはそう考えていますと要請したという話は重々分かりましたが。
石井委員、どうぞ。

石井委員：　多分、今の話は、岩手県の方で新規の1,4 - ジオキサンに関して、ちゃんとそういったものに対して浄化目標を、例えば地下水の環境基準を守るだとか、そういったような対象物質として、岩手県さんの方が対象物質として考えて対策をしているんでしょうね、という確認をされるのがまず大事なのかなと思っていました。

もしかしたら、対策が始まった当時は入っていなかったもので、今も入っていないとなると、ちょっと問題だなという気がしますので、その認識をまず一緒にすることが大事なのかなと、今、聞いていて思ったんです。そのあたりは、岩手県さんにもう既に確認されていることでしたか。

事務局　：　最初にこの調査をやりたいという打ち合わせをした際には、そもそも実施計画の中に1,4 - ジオキサンというものに関するものは一切入っていないということで、最終的にどうするのかということについては、今後の検討課題だと聞いております。岩手県は岩手県の協議会等でご検討されることになるのだらうと思っておりますが、それがいつ、どのような形で、いつまでに検討結果を出されるのかということについては、まだ承知をしておりませんので、確認をしていきたいと思っております。

古市会長： 分かった？

石井委員： 解釈は今の段階では、岩手県さん側は1,4 - ジオキサンに関しては従来の計画には入っていないので、今も必ずしも入っているわけではないと。これから検討しますと理解しましたが、そういうことですね。

事務局： 明確にそういうふうに見解をただしたことはないですが、打ち合わせの際の私の理解とすれば、ジオキサンについては、今後どうするのかということについては決まっていない。岩手県では今後検討するものと理解しております。

古市会長： ものの道理として、普通の一般の人の考え方でいきますと、要するに向こうがそういう問題を現状認識として問題でないか、あるかということがまず最初に重要なんです。問題がないというふうに理解されたら、こちらは問題あるという認識でしょう。要するにそのギャップが、一緒にやっていくということはいできないんですよ。だから、やっぱり認識を合わさないと、共同して調査をしましょうとか、改善しましょうという動機付けにはならないというのが、世の中一般での考え方です。

だから、青森県側が本当に問題あると思って、例えば、今の湧き水の所を見ると、要するその上流側の所、地下水にジオキサンの高濃度のものがあるのではないかと予想されるわけです。そういう問題意識はあるわけですね。そしたら、やっぱり、それは強く言って、同じ認識にしていなければいけない。同じ認識にならないとするならば、向こうがそれに対して問題がないということを証明しなきゃいけないわけです。その辺の、誰が考えてもクエスチョンになるような所は詰めていかなければならないでしょう。というのが今の議論なんです。その辺、いかがですか。言い難いというのはよく分かるんですけど。行政的にお答えいただいたのは、分かったようで分からないようなお答えです。

室長： なかなか、ちょっと難しい問題ですが、その検討課題であるという認識はある程度持っていていただいているとは思いますが、今、おっしゃったことはその通りだと思いますので、なお一層、そういう問題を共通認識として持っていただくように働き掛けて参りたいと思います。

古市会長： 分かりました。少なくとも、青森県の方では問題がありだということで、今、そういう方向で調査しようと進められているということはよく分かりました。ほかに、西垣先生、どうぞ。

西垣委員： 先ほど、私、遮水壁がどこまで入っていますかということで、今、丁度止まっている上の所で議論がされているんですが、もう皆さんもご存知のように、これはおそらく中のパミスですか、高透水層ゾーンは、岩手県側から青森の方に傾いています。ただ、先ほど榎本さんがおっしゃったように、この辺のデータというのはあまりないから、ここも同じように、向こうからこっちに傾いてきているのであれば、貰い災害みたいな所があるなというふうに。

だから、そこの所をちょっと、向こうの岩手県と一緒に共同でこの辺の地形がどうなっているんだろう。地層はどうなっているんだろう。上の地層はこうなっているけど、下が全部こっち向いていますので、その辺をお互い確認し合っていたいただければと思います。

古市会長： ということで、西垣先生の方からもそういう現状認識ですね。
福士先生、どうぞ。

福士委員： 補足しますが、今日も最初もめましたように、このような問題というのはできれば立体図、最悪でも断面図で、例えば、どの辺まで井戸を入れているとかいろいろありますので、大変ですが、次の議論の時は断面図か立体図があると非常に理解はしやすくなる。それでも分からないことはありますけど。

古市会長： 福士先生がおっしゃるとおりです。ただ、その時、見ていただいたら分かりますが、この黄色い線が県境です。だから、この県境から東側は青森県がやりたいと言っても独自にできないわけです。だから、一緒にやらざるを得ないんですよ。だから、両県合同して、協力してやらなければいけないんです。だから、その時に問題意識に温度差があったら、これは始まらないんです。ということをもっと皆さん、認識しておく必要があるということ。大事なことです。

いかがでしょう。他に宇藤さんどうですか。何か、一般的、常識的な判断でご意見を。

宇藤委員： この間、現場を見学した時も、鋼矢板がどの辺まで入っているのか関心を持ちながら山を見て参りました。

実際、今、こういう地図を見て、やはり、ここまでしか入っていなかったのだから、やはり不審に思うというか、水の流れだから見えないので分からない部分が多いのですが、やはりいろいろ調べられるだけのことは調べていただければいいと思っておりました。

先生方のご意見を伺って、なるほど、どう探索すると、その辺の問題が浮き

彫りになるのかというのも分かったような気がしますので、よろしく願いいたします。

古市会長： ちょっと、質問を振り向けて恐縮ですが、二戸市の小保内さん、いかがでしょうか。ご意見ございますか。

小保内委員： 申し入れしたとか、そういう話があるんですが、やっぱり正式というか、回答をいただけるような申し入れがなければ、何か聞いていてもあやふやな所しか見えてこないような感じがしております。やはり、どこかで正式に申し入れて、回答が無ければ無いというようなことで、はっきりさせていった方がいいのではないかという感じがしました。

古市会長： 小保内さんは、岩手県の委員会に出られていますか。

小保内委員： 大体は出ていますが、今回は出張が重なって出られないこともあります。

古市会長： その時、今言ったようなお話は議題になりましたでしょうか。

小保内委員： この1,4 - ジオキサンの話かどうか定かではありませんが、やはり各井戸については、毎回データを出していただいて話し合っています。でも、隣接地でこういうデータが出たということであれば、何かの因果があるかもしれませんので、そこはしっかりしたやりとりをしたほうがいいと感じます。

古市会長： 事務局どうですか。正式にということですが、今までの申し合わせというのは、どういう形だったのでしょうか。

室長： これまで、文章でということでは申し入れはしていませんで、口頭で申し入れしているという形を取って参りましたが、今後の進捗状況といたしますか、対応を見ながら、そういう文書で申し入れするということも念頭に入れて参りたいと思います。

古市会長： 是非、その辺、きっちりした形でやっていただけたらと思います。ほかにいかがでしょうか。ご質問等はございますか。佐々木先生、どうですか。

佐々木委員： 一つお尋ねをしたいのですが、これは、岩手県の方に聞かなければいけな

いんですが、岩手県にも同じような協議会があると思うんです。その中でこう
いった水の環境に関する専門家っていらっしゃるのかどうか。今までの議論を
聞いていると、行政関係の人ばかりで議論しているような感じがするんですが、
そのあたりはいかがでしょうか。

古市会長： 岩手県の協議会に対して、青森県の職員の方は出られていますか。

室長： 毎回誰か傍聴するようにしています。

古市会長： そうすると、今、佐々木先生がおっしゃった質問に対してはどうですか。

室長： ちょっと、どういう形で何人ぐらいというのは、今、記憶にございませんが、
委員の名簿の中には大学の先生、専門家と言われるような大学の先生も何人が
入っていると記憶しております。

古市会長： ですから、多分、おられると思います。もし居なかったら、それは非常に、
組織自身が、委員会自身が問題ですから。

小田委員も何かございますか。お答えにくいとは思いますが。

小田委員： これから全量撤去、そして完了していくのに向けて、これは大きな問題だ
なと、私も今、皆さんのお話を聞きながらつくづく思っています。両県で協議を
していくことは、とても大切だと思いますので、小保内委員さんがおっしゃっ
たように、確実に協議できるように、今までは口頭で申し入れしていたとい
うことですが、是非文章で確実にそれが遂行されるようお願いしたいと思いま
す。

古市会長： ありがとうございます。

戸館委員、恐縮ですが、今日初めて出てこられて、二戸だとおっしゃられた
ので、いかがでしょうか。

戸館委員： 初めて来て恐縮ですが、今、水の話になって大分協議していましたが、私も
この委員になって見てきた傾向があるんです。その時も説明を受けた資料が今、
手元にあるんですが、まず、水質モニタリングとあって、4月から12月につ
いて周辺環境については、現場の沢、河川、底流等11地点。また、場内の地下水
については21地点で実施したとお聞きしました。その時、VOCという問題で
ありまして、ジオキサンという話は一切出なかったんです。今ある、私の文章

にもその項目はありません。測定項目はカドニウム、シアン等有害物質、B H、B O Dと一般項目、ダイオキシン類、その他、トルエン、キシレン等、全部で38項目ということで、現在騒がれているジオキサンというのは、一切出ませんでした。

それで、今、聞いていました井戸の話になるんですが、一応、この間、現場に行った時、21か所の井戸がありまして、それを揚水バッキ法とか、バイオで汲み上げて綺麗な水にして戻しているという状況でございます。

そしてあとは、バイオレディメーションですか、それを入れてやっている現状を説明されました。

古市会長：　そうですか。揚水バッキやV O Cは浄化されるけども、ジオキサンは一切できないと思います。

それから、先ほど資料3で国の平成21年11月30日にジオキサンが項目に追加されたということですから、もう2年前から、これを測って管理しなければならなくなっているんです。それが未だに表に出てきていないとすると、これは非常に問題だと思うんですね。あり得ないと私は思います。

最近の新聞を見ますと、このA地区のV O Cは浄化されたから、もうここは安全だというマスコミ報道がありましたので、これだと本当に現状認識が違うのではないかと私は思ったものですから。

戸舘委員：　そうならば、やはり同じ目的というか、統一の見解で進行しないといけないと思うし、本当に岩手側にも要請して欲しいと思います。

古市会長：　分かりました。

そういう意味では、マスコミもそういうものを正しく報道すべきだと私は思うんです。要するに県民に情報を提供するということが重要だというふうに思うんです。

澤口さん、いかがですか。

澤口委員：　今、いろんな先生方のお話を聞いて非常に勉強になったと思うんですが、やはり、皆さんもおっしゃっていたように、こういう問題が起きた時に、どのようにして岩手と接点を持ってお互いに解決の方向に持っていくのかという、この辺は前々からやってはいるんでしょうけども、もう少し詰めてスムーズにいけるようにしていただきたいと思います。

古市会長：　ありがとうございました。

中澤さんが溝江さん、これに関してご意見、ございますか。よろしいですか。
中澤さん、何か一言言いたいことはないですか。

中澤委員： 岩手県の方でも1,4 - ジオキサンの問題を認識はされていると思います。ただ、A地区は、確かここは撤去がかなり早い段階で進んでいたと思います。ちょっと記憶が定かでないのですが、21年の秋口には、既に終わっている箇所という、それについては、既に終了済みだと岩手県さんは考えているのではないかと思います。

いずれ来週、また岩手県の方の協議会が予定されておりますので、二戸の市長さんもいらっしゃいますが、その点につきましても、ちょっとお尋ねはしてみたいと考えております。

古市会長： 中澤さん、委員になられていますか。

中澤委員： 町長です。おそらく、今の段階では町長代理で出ることになるかと思いません。

古市会長： そうですか。是非、その辺よろしくお願いします。

それから、先ほど、青森県としては、正式に文章で問い合わせすることも考えていると、やるということですね。是非、よろしくお願いします。そろそろ時間ですので、このぐらいしたいと思います。

委員の先生方のご意見は、大体同じご意見です。ですから、よろしく願いいたします。

では、5番目の試験植樹モニタリング調査結果について、ご説明よろしく願いいたします。

事務局： それでは、資料5に基づきまして、試験植樹モニタリング調査結果についてご報告します。

今回は、10月7日に実施したモニタリング調査の結果でございます。

前回までの報告の仕方、資料の作りと違っておりますので、表のご説明をしながら報告して参ります。

まず1枚目、モニタリング総括表というものになっております。これは表頭横に平成22年秋、平成23年春、平成23年秋の植樹となっております。それぞれ試験地、1から4ということになっております。

表側は上の方から植栽の条件、土質、施肥の有無、植栽からの経過期間、水はけ、そして今回高木類、低木類というふうに分けておりますが、これは、日

当たりの状態が高木類と低木類で違っておりまして、評価が変わってきますので、今回は高木類と低木類に分けて評価、表を作っているということです。

それでは、平成 22 年秋の試験地 1 から簡単にご説明して参ります。

日当たり十分でございまして、生長量の所、マイナスが入っておりますが、冬期間の枝折れの影響があつて、平均の樹高を植栽時とモニタリング時で比較しておりますが、枝折れが多かつたということで、数字の上ではマイナスになっております。

評価の所ですが、肥料分が不足、水分過多の傾向、ミズナラ、ブナ、シラカンバが良好。その他普通、総じて普通です。

この上の所に点数をつけております。これは、次のページをご説明する際の評価の基礎になりますので、今回、こういった点数をつけてみています。

低木類につきましては、日照状態が不足しています。評価については、肥料分が不足、水分過多、日照不足と、総じてやや不良、雪折れ多数ということで 1 点。総合評価としては、2 プラス 1 の平均をとって 1.5 という評価になっています。

同じように試験地 2 については 2 点、1 と同じように肥料分が不足しており、同じような評価です。低木類については、これも 1 点ということで、評価は 1 と同じ。総合評価も同じ 1.5 ということになっています。

試験地の 3 については、評価が 1 点、内容については肥料分、水分が不足しています。総じてやや不良です。低木類については、1 点ということで、肥料分、水分、日照不足、総じてやや不良 1 点と。総合評価も 1 点ということです。

試験地 4 につきましても、試験地 3 と同様 1 点、内容も同じです。高木類、低木類とも同じです。

23 年春の試験地 1、こちらは 6 月に植栽したばかりで、まだ冬季を経ていない状態です。評価としては 3 点。内容については、ポット苗の肥料分、水分、日照ともに十分で、良好です。低木類については、日照状態がやや不足ですが、評価は 3 点。ポット苗の肥料分、水分は十分、やや日照不足、良好で、総合評価は 3 点です。

これは、試験地 2、試験地 3 も同様です。高木類の評価は 3 点、低木類も 3 点、総合も 3 点ということになります。

これを基に次のページでございまして、植栽の条件によって何らかの傾向が見られないかということはこの表で検討したところです。これは、横に試験地 1 から 22 年秋、23 年春と取りまして、縦に植栽の条件であります土質、これは火山灰質のローム層単独であつたり、ローム層と軽石を混合させた場合であつたり、ローム層単独であつた場合という条件をつけて植栽しております。水はけの良、不良、乾燥という評価もございまして、それと施肥の有無、植栽の

時期、これらによって試験地ごとの現在の状況に傾向が見られないかという部分で表現したのが、この表です。

まず土質につきましては、23年春の評価がやはり高いです。試験地ごとの評価ですね。次に平成22年秋の試験地1、2、それから3、4と続いて、土質による生育の差というのは、差が認められるということがいえるのではないかと。

それから水はけの状態、これは、水はけが良い、これは当然、評価が上がりまして、水はけの状況によって生育の差が認められるということになります。

それから施肥の有無、有無によって点数というのは1.8、2.1となっておりますけども、現時点では、施肥の有無による生育に有為の差というのは認められないと考えられます。

植栽の時期、春と秋、それぞれ評価が3と1.3ということになっておりますが、現時点では春植えが良好であります、今後、降雪期以降、来年の春以降の生育の推移を見る必要があるのではないかと考えております。

こういった傾向が見られるということでございます。

それから、次のページ以降につきましては、これまでご報告していた内容と同じ形の資料です。樹種ごとの評価をこちらでご覧いただくことができます。

今回のモニタリングの時点で枯死が認められたというのはございません。全て生育、前回のモニタリング以降については生育しております。

若干、評価の仕方を今回、点数をつけるということもございましたので、普通、良好、やや不良、不良といった評価にしておりますが、それぞれの樹種ごとの評価については、こちらをご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

今までのデータを整理していただいて、区分ごとの時期と試験地ごとに高木、低木も含めて評価していただいたものと、その4つの土質、水はけ、施肥、栽培時期ですね、植栽時期、こういうものの条件がどのように影響しているかということを見れるようにしていただいたということです。皆さんから何かコメント等はございますでしょうか。いかがですか。

溝江委員、お願いします。

溝江委員： 2つお尋ねします。

資料5の2枚目が現時点でのとても分かりやすい評価、まとめだなと思えました。ありがとうございます。

私の区分としては、あともう1つ、こういうのもあっていいかなというのは、樹種、木の種類による生育差。例えば、シラカンバはこの全ての試験地、

全ての時期で順調に生育している唯一の木です。シラカンバは、しかも異常に生育量が早いというか。反対にヤマザクラ、ハウチワカエデ、ヤマツツジが生育が遅い。特にヤマザクラはある1か所を除いて全く生育していない。ヤマザクラが唯一生育しているのが平成23年の体験地3です。ここだけはヤマザクラがとてもよく生長している。とすると、施肥、肥料の有無での評価の所で施肥の有無により生育の有為な差は認められないということですが、ヤマザクラについてだけは、ここが良いという所を見ると、ほかの所との違いは肥料があった方がヤマザクラについては言えるという見方をさせてもらいました。

それからあと1つは、今年の春の体験植樹の3の所で、前回の現地視察でも説明いただきましたが、うどんこ病の処理についてです。前回の説明の際は、うどんこ病を防除するためには、殺菌剤が有効だということと、落葉期に葉を焼却処理すると次年度の発生が抑制されるという説明をいただきました。ところが、今回の資料によると、今期は殺菌処理をしないと。とすると、前回は殺菌処理をする予定だったのが、今回は殺菌処理をしなかったわけですから、何らかの理由があると思いますので、そこをお話いただければありがたいと思います。

古市会長： ありがとうございます。

いかがですか、今の、かなり言えてますなという、樹種で区別するというのは、シラカンバは丈夫だというのは、前から言われていましたが、いかがでしょう。今のご意見に対して。

事務局： 今、あったご意見につきましては、樹種による差について、どういうふうに表示すれば分かりやすい表現になるのか。そういったことを考えながら次回にはそういったモニタリングの報告をさせていただきたいと思います。

それから、体験地3のうどんこ病の殺菌の時期ですが、専門の事業者と一緒にモニタリングをしたりしているんですが、これは、来年に殺菌の時期を遅らせたというのは、特別な理由というのではなくて、葉っぱが落ちてきているので、今から殺菌しても、殺菌の効果というものは特にないということであったものですから、来年、また葉っぱが出てきた時に再度うどんこ病が再発した時には殺菌しましょうというお話をさせていただいております。

古市会長： ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。じゃ、宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： 評価比較の表も出していただいたんですが。これから先、具体的に盛り土と

どうか、その土の準備とか、具体的に植栽する時期とか、そういうことについては計画とかございましたらお知らせいただきたいと思いますが。

古市会長： 植栽の時期の具体的な計画ですか。その辺はいかがでしょうか。こういう実験を踏まえて、実施をいつ頃お考えですかということですね。じゃ、北沢さん、お願いします。

室長： 植栽の時期につきましては、町の方には内々伝えてあるんですが、当室の中でいろいろキャッピングとの関係につきまして、専門家の意見をいただいているいろいろの程度浸透するのか。あるいはどの程度表流水として流れるのか。水処理施設の能力はどうかというようなことを検討いたしました結果、何とか、意外とその土に今の土質ですと、それほど浸透しないで表面を流れるものが多いというような知見が出ましたので、そういうことに基づいて、できれば、それが一度にできるかどうかはまだ今後検討しなければいけません、少なくとも、撤去が終わった次の年には、少なくとも一部植栽は入るということで検討しております。

盛土をするのかどうかということですが、これまでも植栽に当たりまして盛土ということではなくて、地面が非常に硬くて植物にとっては厳しい条件だということ踏まえて今、こういう形で実験しているわけですが。その中で少なくとも、これは重機等を使って耕うんといいますか、土をほぐすということが少なくとも必要だなという認識になっておりまして、そういう意味で、今の試験植樹もそういう状態の中で植樹しております。

現時点では、盛土をするということを前提には考えておりません。

古市会長： 盛土はされないということ？

事務局： この実験の結果如何という部分もございまして、要はこの実験の中で、どうしてもこれだととても育たないというような知見が明確に出てくれば、そういう検討も出てくるのかもしれませんが、現時点では様子を見てみたいと考えております。

古市会長： そうですか。

いかがでしょうか、宇藤さん。要するに撤去後にやりますということですが。

宇藤委員： 撤去後はよく分かりましたが、この間、田子町のワーキンググループの会議があった時も、岩山に木を植えることになるので、そういう面では、盛り土を

しても、根の張りがどうなのかとか、そういうことのお話が出ました。それで、私もよく分からないので、そういうことについて詳しく研究されている方々のご意見を伺って、良い条件の下で、環境再生を目指してのことだと思いたくので、その辺の配慮をよろしくお願ひしたいと思っておりました。

あと、苗木の準備とか、そういうことも田子町の方で準備させていただいたこともございますので、その辺も含めてもう少しお話いただければ助かりますが。

古市会長： 今ですか？

宇藤委員： あとでもいいです。

古市会長： 次回に。

宇藤委員： 次回でもよろしいです。盛り土をやるものだと私は思っておりましたので、その辺、今、そうじゃなくて岩を砕いてというお話でしたので、その辺を。

古市会長： 分かりました。

今回、こういう、分かりやすく、今まで断片的にいろいろ状況を、まだデータが集まってこないから断片的にいろいろデータを出していただいたんですが、こういうふうに総括表なり比較表みたいなものが出てくると、非常によく見えて、状況が見えて参りましたが。結局、それで、これを総括した、要するに実際の植栽にどう生かしていくのかという、総括的な評価、条件の評価じゃなく、総括の評価はどのようになるんだろうかなというのがやっぱりあると思うんです。その辺のところ、多分、今、宇藤さんがおっしゃられたように、一部、やっぱり盛土をしなきゃいけない部分もあるのかどうか、というのがあったと思うんです。樹種のお話もありましたし。だから、これの実験を踏まえて、結局、どういう植栽をするんだというところのつなぎの部分がまだ見えないんです。その辺の部分を少し、次回にでもお考えがあれば、植栽計画として、これをどう生かして植栽計画に結びつけるんだというお話をしていただければいいんじゃないかな、というのが、私、今感じたことです。

北沢さん、何かおっしゃって。

事務局： 次回、その辺のコンセプトは、もうちょっと丁寧にお話する機会は作りたいたと思います。

ただ、基本的な考え方ですが、こういう形で試験植樹しているというのは、

そもそもこれだけの土地に客土するというのは、非常に莫大な費用が掛かるといふこともございまして、そういった中で、どういう植栽ができるのかといふ時に、まず密植して、とにかく沢山植えて、その中から単位面積あたり一定の数が育てば、一応、目的は達成されるだろうといふことで、こういう密植といふ方法を選んでおります。

それは勿論、今申したように客土しないという前提ですから密植といふ方法を選んでいただいております。ただ、その密植だけではおっしゃるような、これは岩盤ではなくてローム層でございます。岩とは違いますので、ただ、なかなか根が張りづらい、硬いといふことは確かでございますので、そうした中で、できるだけコストを掛けないでいふことができるかといふことで、重機で多少耕作した上で植えるといふ方法を取っているわけでございます。これが基本で、今、実験しているといふことでございます。

古市会長：　じゃ、その辺も踏まえて、次回によろしくお願いします。

これはもうよろしいですか。

それでは、最後の報告事項ですが、国に対する財政支援要望、これにつきましてご報告をよろしくお願いします。

事務局　：　それでは、資料6に基づきまして、国に対する財政支援要望をご報告します。

現在、環境省では、平成24年の通常国会に産廃特措法の期限延長法案を提出する方向で準備を進めているところですが、青森県としては、産廃特措法の期間延長とともに、その枠組みの中での増加する事業費に係る国の財政支援を受けられるため、昨年度に引き続き国に対する要望活動を実施します。

また今回は、本年11月7日に開催された北海道・東北地方知事会に本県が提案し、議決された「産廃特措法の期限延長等について」に係る提言活動も合わせて実施いたします。

本県単独の要望活動と北海道・東北地方知事会としての要望活動を合わせて実施するといふことです。要望活動日については、現在、調整中でございます。要望活動者につきましても、予定ですが、副知事と県議会議長を予定しております。

3番の要望先につきましては、民主党、環境省、本県選出国会議員の皆様といふことにしております。

参考までにこれまでの要望実績について記載しております。

1番最初は昨年度の10月14日。青森県単独で国に対する財政支援要望をしております。

それから、今年度に入りまして7月、8月と、24年度の青森県の重点施策提

案の中で国に対する提案をしております。

それから、8月には、今回、私共が実施しようとしているものの北海道・東北知事会による国に対する春の提言というものが行われています。

それから、8月16日には、全国知事会による国の施策並びに予算に関する提案・要望の中で財政支援要望、産廃特措法の期限延長について要望されています。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか。このような活動をされているということですね。提言活動ですね。これにつきまして、何かご質問はございますでしょうか。

これは、8月に春の提言、今度11月は秋の提言ですか。

それに対するリアクションみたいなものは、まだないのですか。

事務局： それと言いますのは、これまで提言に対してということ。

古市会長： そうですね。東北・北海道の提言のことです。

事務局： 春の提言等に対する、明確な形でどうするというのは、ちょっと出されたというのは確認しておりませんが、個別で、前回の協議会でも申し上げましたが、個別の都道府県等の提案の中では、改正する方向で作業を進めているとか、そういうようなコメントが出されたりということはございます。

できれば、今回、うちの方でも言っている中で何か具体的なコメントをいただければなと期待しながらちょっと臨みたいと思っております。

古市会長： 分かりました。

これは、特措法の延長は、青森県だけじゃないですから、三重県や滋賀県、秋田県や宮城県など幾つか要望されていますよね。香川の豊島がね。豊島はとんでもないよね、倍になっています。100万㎡ですって、とんでもない。

ですから、多分、雰囲気としては前進するような感触を得ておりますが、最後まで、国会に提出されなかったら駄目ですからね。今、状況が非常に流動的なものですから、国会自身が。

このような要望活動、提言活動を県としてはされておられるということをご報告いただきました。

以上で報告事項は全て終わったんですが、全体を通して何か、これだけは質問したいということがございますか。よろしいですか。

では、その他事項につきまして、事務局よりご説明よろしく申し上げます。

事務局： それでは、資料7に基づきまして第41回、次回の協議会の開催日時及び開催場所の方をご案内します。

まず、開催日時でございます。来年の3月17日、土曜日ですね。時間の方は今日の協議会より15分遅くなります。13時45分から15時45分まで。場所については、ここ、観光物産館アスパムの6階の八甲田を予定しております。

1か月ぐらい前にご案内の方を正式に差し上げたいと思いますので、よろしく申し上げます。

古市会長： ありがとうございます。

例年は2月だったんですが、2月は飛行機が飛ばなかったりとか、いろいろトラブルがありますので、1か月、今年度は遅らせてということで、多分、これだったら我々、北海道からも来れると思いますので、よろしく申し上げます。

以上で今日の議案は全て終了しましたが、全体を通して何かございますか。ございませんか。

佐々木委員、お願いします。

佐々木委員： 次回でもいいんですが、再生計画に向けての動きはどうなっているかというご報告をいただきたいと思います。

古市会長： そうですね。いかがでしょうか、環境再生計画ですね。

事務局： 次回、年度末の協議会でもございますので、今年の1年間、どういう形で進めて参ったかということをご報告申し上げたいと思っておりました。

古市会長： 今時点は、どういう状況ですか。

事務局： まず、地域振興の関係、植林につきましては、皆さん、ご承知のとおり、こういう形で植樹の試験をしながら、先ほど申しましたとおり、植樹の時期につきましても、撤去が済んだら手をつけて参りたいということで準備を進めているということでございます。

それから、地域振興につきましては、東急建設のブルータワーシステム、これにつきまして東急さんといろいろすり合わせをしながら進めているところでございます。東急さんに現地の視察をしていただいたり、現地のバイオマス資源について、町の方にも入っていただいて、地元の方々と資源、どういうふう

に使えるかというようなすり合わせをしたいといったことを鋭意しているところでございます。

それから、アーカイブにつきましては、今、うちの方の内部でどういう資料があるのかというリストを全部各担当、リストアップいたしまして、資料の項目の整理をしております。アーカイブの対象となるような資料がどういうものがあるのかというリストアップ。それから、どういう項目で進めるかという大雑把な考え方、それをまとめているというところでございます。

以上のような状況です。

古市会長： ありがとうございます。

環境再生計画というのは、このマイナスだけじゃなくてプラスに持っていきこうということで、非常に重要な計画でございますし、三本柱でやっていくということで、植栽等については、毎回報告していただいているんですが。なかなか地域再生とか、地域振興とか、アーカイブというのは難しいかも分かりませんが、最後になって、「じゃ、やりましょう」というふうについてできるものではないんですよ。今おっしゃっていただいたような、アーカイブについても、膨大な資料があると思うんですが。これも多分、こう言っちゃなんですが、行政のチームが2年、3年で代わるとすると、なかなか10年間のものというのは、まず繋がっていかない可能性がありますので、できるだけ、できる時に少しずつまとめていっていただくとあり難いなという気がいたします。

地域振興については、今、なかなかいろいろ難しい面があるでしょうけども、原子力が破綻して、再生可能エネルギーというような時代になってきて、少しまた背景が変わってきたのかなというような気もいたしますが。それも勘案しながらいろいろご検討いただければと思います。

次回はしっかりその辺はご報告いただけるわけですね。よろしく願いいたします。

今日いただいたご意見では、県境部の地下水調査に関しては、岩手県側へ文章で要請をするということ。植栽については、植栽計画を次回提出いただくということ。環境再生計画についてもご報告いただくという、この3点が重要と思われましたので、以上、総括として申し述べさせていただきました。

では、これで終わりますので、マイクを事務局にお返しいたします。

ありがとうございました。

司会： 古市会長には議事進行を、そして委員の皆様には熱心なご協議をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、「第40回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を

閉会いたします。

本日は、お疲れ様でした。